

医療法人青鳳会を認定！

徳島県内
第36号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第36号として、医療法人青鳳会を平成26年11月6日付けで認定しました。

徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成26年11月20日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける医療法人青鳳会の野口事務局長（右）



次世代認定マーク「くるみん」

医療法人青鳳会の取組の概要

1 行動計画の期間

平成23年7月1日～平成26年8月31日までの3年2か月

2 行動計画の目標

- ① 子の看護のための休暇を取得しやすい職場環境整備を推進する。
- ② 育児休業制度、時間外労働・深夜業の制限、産前産後休業等諸制度の周知。
- ③ 妊娠・育児中の職員が働きやすい職場環境整備の実施。
- ④ 労働時間の選択肢を拡大するため、育児・介護短時間勤務制度の活用を推進する。

3 取組結果

①②③④

平成26年8月、「働く女性の妊娠・出産・育児について」及び「両立支援制度について」を作成し、諸制度について周知することで活用を促し、取得しやすい職場環境整備を推進した。

4 その他の先進的取組

- ① 美摩病院（徳島）及びフォーシーズンヴィラいろどり（横浜）に事業所内保育施設を設置し運営している。
- ② 子の看護休暇制度について、半日単位での取得を可能とし、年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たり、取得した日は出勤したものとみなしている。
- ③ 育児休業について、退職金の算定に当たっては、取得した期間を勤務したものとみなし勤続年数を計算している。
- ④ 育児短時間勤務制度の適用を受ける期間について、昇給及び退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。